

議案第 9 号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 22 年 2 月 17 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和 33 年川崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条第 1 項第 1 号中「山林所得金額の算定」を「山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 1 1 項若しくは第 15 項又は第 35 条の 3 第 1 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定」

に、「山林所得金額の合算額」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額」に改め、同項第2号中「山林所得金額」の次に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加える。

附則第3項から附則第12項までを削り、附則第13項を附則第3項とし、附則第14項を附則第4項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、平成22年度分の保険料から適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、上場株式等に係る配当所得に係る保険料の減額賦課における所得の算定の特例措置及び上場株式等に係る譲渡損失の損益通算に係る保険料の減額賦課における所得の算定の特例措置を講ずること等のため、この条例を制定するものである。